2　利息及び遅延損害金並びにその他の債権
清算株式会社は、第４の１又は３の係争債権に係る弁済時に、協定債権のうち、その元本に対して生じた利息及び遅延損害金、不履行による損害賠償及び違約金並びに清算手続参加の費用等、第３の１に定める元本債権以外の債権すべてについて、債務全額の免除を受ける。

第４　係争債権

１　別表記載の係争債権に係る債権者（以下「係争債権者」という。）に対する弁済は、係争債権の存在が確定したものに限り、存在が確定した範囲で協定債権の例によって行う。ただし、当該係争債権の存在が確定したときに、既に第２の２⑴による弁済期が到来している部分については、当該係争債権の存在が確定した日から１か月以内に弁済を行う。

２　清算株式会社は、前項による弁済時に、存在が確定した係争債権の額から当該弁済額を控除した残額につき、債務の免除を受ける。

３　第４の１の係争債権の存在の一部又は全部が認められなかった場合には、清算株式会社は、係争債権者を除く協定債権者に対し、係争債権全額の存在が認められた場合の第４の１による係争債権者に対する弁済額から、第４の１により実際に係争債権の存在が確定した範囲で係争債権者に支払われる額を引いた額を、当該係争債権の存在が認められないことが確定した日の１か月以内の日又は第２の２⑴による弁済日のいずれか遅い日に、第２の２⑶の追加弁済の例によって弁済する。

第５　共益的債権及び優先債権の弁済
清算株式会社は、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権その他一般の優先権がある債権並びに裁判所から支払いの許可を受けた債権は随時に弁済する。

（別紙及び別表省略）

以上

東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２５年（再）第２号

石川県白山市村井町698番地１

再生債務者　石川中央交通株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　金沢市小将町３－８　弁護士法人兼六法律事務所　弁護士　小堀　秀行

平成25年５月30日　　金沢地方裁判所民事部

平成２５年（再）第３号

石川県白山市村井町698番地１

再生債務者　石川中央物流株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　金沢市大手町15番15号　金沢第２ビル５階３号　三浦法律事務所　弁護士　三浦　久徳

平成25年５月30日　　金沢地方裁判所民事部

平成２５年（再）第１号

静岡県富士市北松野1652番地の３

再生債務者　久保田運送有限会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　静岡県富士市中央町２丁目９番１号　山本法律事務所　弁護士　山本　佳雄

平成25年５月31日　静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（再）第２号

静岡県富士市北松野1652番地の３

再生債務者　久保田　務

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　静岡県富士市中央町２丁目９番１号　山本法律事務所　弁護士　山本　佳雄

平成25年５月31日　静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（再）第３号

静岡県富士市北松野1652番地の３

再生債務者　久保田木綿子

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　静岡県富士市中央町２丁目９番１号　山本法律事務所　弁護士　山本　佳雄

平成25年５月31日　静岡地方裁判所富士支部

監督命令変更

平成２３年（再）第４９号

東京都渋谷区渋谷１丁目３番９号　東海堂渋谷ビル

再生債務者　株式会社アイ・ピー・ジー・アイ

主文　平成23年７月４日にした監督命令中、監督委員を「東京都港区虎ノ門１丁目22番16号第２オカモトヤビル６階　山下・遠山法律特許事務所　弁護士　遠山信一郎」と変更する。

平成25年５月30日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２５年（再）第２１号

東京都渋谷区富ケ谷１丁目35番11号

再生債務者　株式会社ＵＮＤＥＲＧＲＯＵＮＤ

１　決定年月日時　平成25年５月31日午後４時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年７月２日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成25年８月６日から平成25年８月13日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第２３号

埼玉県川口市川口１丁目５番14号

再生債務者　株式会社長谷川鋳工所

１　決定年月日時　平成25年５月31日午後３時30分

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年７月１日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成25年８月５日から平成25年８月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第２４号

東京都渋谷区富ヶ谷１丁目21番１号　谷方

再生債務者　小久保知之進

１　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時30分

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年６月28日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成25年８月２日から平成25年８月９日まで

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第３号

神奈川県川崎市麻生区下麻生１丁目32番37号　セブンドリームビル

再生債務者　株式会社セブンオーシャン

１　決議に付する再生計画案　平成25年５月22日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成25年７月17日午前11時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成25年７月９日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年７月３日

平成25年６月３日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第４号

神奈川県川崎市多摩区南生田６丁目22番３号

再生債務者　末川　國弘

１　決議に付する再生計画案　平成25年５月22日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成25年７月17日午前11時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成25年７月９日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年７月３日

平成25年６月３日

東京地方裁判所民事第20部

社債権者等の議決権の行使に関する制限

平成２５年（再）第１９号

東京都青梅市黒沢２丁目984番地の１

再生債務者　株式会社組織科学研究所

再生債務者が発行した民事再生法第169条の２第１項に規定する社債等について同項に規定する社債管理者等がある場合、当該社債等についての再生債権者の議決権は、同項各号のいずれかに該当する場合（同条第３項の場合を除く。）でなければ行使することができない。

平成25年６月３日

東京地方裁判所民事第20部